改　52.192　b）海岸局が他の周波数でITU-R勧告M.1171-0に定める呼出表の伝送を行うことを告知するとき。

改　52.195　§89　(1) 無線局は、搬送波周波数2182kHzで伝送する前に、遭難通信が行われていないことを確かめるため、ITU-R勧告M.1171-0に従い、十分な時間この周波数で聴守しなければならない。

B4 － 第一地域に適用する追加規定

改　52.213　2) 特別の状況において、船舶局は、第52.203号から第52.208号まで又は第52.210号の規定による周波数を使用することができないときは、他国籍の海岸局との通信のために自局に割り当てられた船舶から海岸への国内用周波数の１波を使用することができる。この周波数の使用は、海岸局及び船舶局が当該周波数の使用が許可されている業務に有害な混信を生じさせないようITU-R勧告M.1171-0に従って注意を払うことを明らかな条件としなければならない。

52.216　C － 4000-27500kHzの間の周波数帯

改　52.221　§97　1) 船舶局は、無線電話の呼出しに、以下の搬送波周波数を用いてもよい。

4125 kHz[2、3、4]
6215 kHz[2、3]
8255 kHz
8291 kHz[4]（第52.221A号も参照）
12290 kHz[4]（第52.221A号も参照）
16420 kHz[4]（第52.221A号も参照）
18795 kHz
22060 kHz
25097 kHz

改　52.221A　2) 搬送波周波数8291kHzは、遭難及び安全通信のためのみに単信を基礎として許可される（付録第15号も参照）。搬送波周波数12290kHz及び16420kHzにおける呼出しは、救難調整本部との間に限り（第30.6.1号参照）、決議第352(WRC-03)を条件として認められる。代替搬送周波数の12359kHz及び16537kHzは、尖頭包絡線電力が1kWを超えないことを条件として、単信を基礎とする呼出しのため、船舶局及び海岸局によって使用することができる。

改　52.224　§99　1) 無線局は、搬送波周波数4125kHz、6215kHz、8291kHz、12290kHz又は16420kHzで伝送する前に、ITU-R勧告M.1171-0に従い、遭難通信が行われていないことを確かめるため、この周波数で十分な時間聴守しなければならない（第52.221A号参照）。

C3 － 通信

改　52.229　4) 4000-27500kHzの間の周波数帯において、無線電話に使用する送信機は、ITU-R勧告M.1173-1に定める技術特性に適合しなければならない。

52.230　D － 156-174MHzの間の周波数帯

D1 － 呼出し及び応答

改　52.234　b）海岸局がITU-R勧告M.1171-0に従い、呼出表及び重要な海事情報を他の周波数で伝送することを告知するとき。

改　52.240　8) 無線局は、156.8MHzの周波数帯の伝送を行う前に、ITU-R勧告M.1171-0に従い、遭難通信が行われていないことを確かめるため、この周波数で十分な時間聴守しなければならない。

第Ⅶ節－データ伝送のための周波数の使用

52.263　B－4000-27500kHzの周波数帯

B1　局の運用形態

改　52.264　この節におけるデータ伝送に使用される発射の種別は、最新版のITU-R勧告M.1798に従うものとする。船舶局と同様に海岸局も最新版のITU-R勧告M.1798に規定される無線システムを使用するものとする。

第54条　選択呼出し

改　54.2　2) 選択呼出しは、ITU-R 勧告 M.541-10 に従い、最新版の ITU-R 勧告 M.493 に従ったデジタル選択呼出方式を使用して行われる。

第57条　無線電話

改　57.1　§1　ITU-R 勧告 M.1171-0 に定める手続は、遭難、緊急又は安全の場合を除くほか、無線電話局に適用する。

第59条　無線通信規則の暫定的適用

改　59.1　これらの規則は、国際電気通信連合憲章及び条約の規定を補足し、WRC-95、WRC-97、WRC-2000、WRC-03、WRC-07、WRC-12 及び WRC-15 の最終文書を含み、かつ、これらにより改正され、憲章第54条の規定に基づいて、以下に基づき適用されるものとする。

改　59.12　－　他の発効日が適用される改正規定は、決議第98(WRC-12)******によって定められる。

****** 本決議は WRC-15 により破棄された。

追　59.13　WRC-15 において改定された無線通信規則のその他の規定は、以下の例外を除き、2017 年1月1日より発効する。

追　59.14　－　他の発効日が適用される修正規定は、決議第31(WRC-15)及び決議第99(WRC-15)によって定められる。